

【日本ルワンダ学生会議 団体規約】

本規約は、日本ルワンダ学生会議の日本・ルワンダ両国内における組織と運営について定めるものである。

第1章 総則

第1条 (名称)

当会議は、日本語名「日本ルワンダ学生会議」及び英語名「Japan-Rwanda Youth Cooperation」を正式な名称とする。但し、これはルワンダ国内において「Rwanda-Japan Youth Cooperation」と呼称することを妨げるものではない。略称は「JRYC」である。

第2条 (設立)

2005年10月より行われた、早稲田大学平山郁夫記念ボランティアセンター主催「ルワンダ・プロジェクト」を前身とする。2008年、学生主体の団体に移行、2009年より「日本ルワンダ学生会議」と名称を変更した。

第3条 (目的)

当会議の目的は以下のものである。

1. ルワンダ人の、日本に対するより深い多面的な理解を促すこと。
2. 日本において、幅広くルワンダやアフリカへの理解を促すこと。
3. メンバーが自国の伝統文化を紹介し、共に体験することで、互いの国の文化・社会を理解すること。
4. メンバーが会議を通して、両国や世界で起こる問題に対して共通認識を持ち、友情を育み、確かな信頼関係を築くこと。

なお、これらの目的はその達成度に応じて修正・追加できるものとする。

第4条 (理念)

当会議は、両国の学生が互いの文化や生活を知り、両国や世界各地で起こる諸問題に対する認識を共有することで「日本」や「ルワンダ」に対する偏見を取り除き、ひいては恒久的な平和構築への貢献を果たすという信念に基づき、「相互理解」を最も重要な理念とする。当会議の全メンバーはこの理念に賛同し、次期メンバーに継承する。

第5条 (中立性)

当会議は特定の宗教、政治、商業的意図に決して影響されない。

第 6 条（意思決定）

当会議は、ミーティングに出席したメンバーの全会一致による決定を国内での最終意思決定とする。

第 7 条（活動の本拠地）

当会議はメンバーが全国各地に点在しているため、基本的及び定期的な活動はオンラインで実施する。また、事務所は特別な事情のない限り両国代表の自宅とする。

第 2 章 活動

第 8 条（運営）

当会議の活動は、ミーティングでの決定に基づき、各活動内容に最も適したメンバーが中心となって全員で運営する。各活動の責任者は必要に応じて委員会に出席し、進捗状況を役員と共有する。

第 9 条（活動内容）

1. 本会議

当会議は、特別な事情のない限り、隔年でルワンダ国内と日本国内での本会議を交互に開催する。なお、学生会議での議題は両国双方から提示する。

2. 本会議 前後活動

本会議開催前は、両国メンバーが本会議の円滑な開催、内容の充実のために十分な準備を行う。本会議開催後は、一般市民を対象に、その内容・成果等を報告するための機会を設ける。その際、活動の内容を記録した映像を上映する。

3. ミーティング

当会議は毎月 1 回以上、当会議の運営・発展のために必要な諸活動を行うため、国内全メンバーを対象としたミーティングを開催する。

4. 勉強会

両国のメンバーが互いの国の社会・文化・情勢等について学ぶ。

第 10 条（通常活動）

本会議前後以外の期間は以下のように活動する。

1. 両国のメンバーが互いの国の社会・文化・情勢等について学ぶことを怠らず、Eメール

ルとソーシャルネットワークサービス（SNS）を用いて、国メンバー間の連絡は途切れることのないよう努める。

2. その他、当会議の運営・発展のために必要な諸活動を行う。

第 11 条（議事録）

本会議、ミーティング、委員会において出席者の内 1 名以上がその議事内容を記録しなければならない。議事録は次回のミーティングまでに作成し、完成したものは全メンバーが閲覧できるようにする。

第 3 章 組織

第 12 条（メンバー）

当会議は日本・ルワンダ国内の学生により構成され、その運営に関して教授、後援者等による一切の干渉を受けない。但し、これは正式な選考を経た社会人、外国人等の当会議への参加を妨げるものではない。

第 13 条（参加条件）

当会議のメンバーには、以下の条件が求められる。

1. 自分の行動に自ら責任を持ち、協調性と自覚ある行動をとることができる者
2. 渡航に参加することになった場合、渡航後も国内での周知活動などに継続的に参加できる者（通常月 1 回のミーティング、イベント前は不定期）

第 14 条（参加）

新たにメンバーとして参加を希望する者は、1 回以上のミーティングへの出席及び参加志望書の提出により、正式なメンバーとなる。

第 15 条（渡航メンバーの選考）

渡航に参加するメンバーの選考は、第 16 条に基づき、ミーティングにおいて承認及び決定される。

第 16 条（渡航メンバーの選考基準）

渡航メンバーの選考を行う場合、保護者の承諾を必須とし、以下の基準を考慮する。

1. ミーティング参加率
2. 男女比（学生会議における意見の多様性を担保するため）
3. 学年比（継続性を維持するため）
4. 語学力（英語は必須・フランス語は優先）

5. 海外経験（危機管理、食事、衛生、飛行機に対する適応）

第 17 条（メンバーの退会）

メンバーは、第18条に定める役員のいずれかに対し退会の意思を表明することで、任意に退会することができる。また、メンバーが当規約の趣旨に反する思想・目的に傾倒し、その行為が団体の運営の妨げとなると他の全メンバーが判断した場合は、当該メンバーに対し退会を命じることができる。

第 18 条（役員）

当会議では、代表、副代表、会計を常設の役員として設ける。但し、これらの役員は他のメンバーに対し一切の優先的権利を持たない。

第 19 条（役員の立候補、選任）

1. 代表・副代表は他の役員を兼任できるものとする。
2. 任期を確実に全うできる者のみが各役員に立候補する権利を有し、代表は過去に1回以上本会議に参加した経験を要する。
3. 各役員は、国内メンバー全員の承認により選任される。

第 20 条（任期）

各役員の任期は、就任から次の本会議の事後活動終了時までとする。任期終了後最初のミーティングで新たな役員を決定し、再任は認められる。

第 21 条（代表）

代表は当会議の対外的な代表権を有し、ミーティング、委員会、本会議において議長を務める。また、代表は対外の組織・個人との良好な関係を維持する。

第 22 条（副代表）

副代表は対外的に代表と同等の権利を有し、その業務を補佐し、代表の欠席時は代行する。

第 23 条（会計）

会計は全メンバーから会費を徴収した上で当会議の収支を適切に管理し、その責任を負う。ミーティングにおいて、団体の収支の報告を行う。

第 24 条（委員会）

当会議は、第18条に定める役員により構成する常設の委員会を設ける。委員会での決定は

原則として他のメンバーに対し拘束力を持たないが、緊急性を有する事項に関しては団体の最終決定を兼ねる。

第 25 条 (会費)

当会議は、年度初めに国内全参加メンバーから、当該年度の参加メンバーが決定した後最初のミーティングで会費を必要に応じて徴収することがある。会費は、会計が経費としてそれを運用する。なお、会費の増額、追加徴収は、会計による発議とミーティングにおける承認と決定によってなされる。

第 26 条 (アドバイザー)

当会議は小峯茂嗣氏を当面の間アドバイザーとし、必要に応じて運営に関する助言を受ける。

第 4 章 附則

第 27 条 (改正)

本規約の改正はメンバーにより発議され、ミーティングでの承認をもって行われる。

第 28 条 (発効)

本規約は2009年3月1日から発行する。

発効 2009年3月1日
第1回改正 2015年3月27日
第2回改正 2022年7月21日